

労 審 発 第 816 号

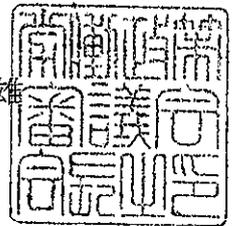
平成 27 年 9 月 25 日

厚生労働大臣

塩崎 恭久 殿

労働政策審議会

会長 樋口 美雄



平成 27 年 9 月 18 日付け厚生労働省発職派 0918 第 5 号をもって労働政策審議会に諮問のあった「青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則案要綱」等については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙 1 「記」 及び別紙 2 「記」 のとおり。

平成 27 年 9 月 18 日

労働政策審議会
会長 樋口 美雄 殿

労働政策審議会 職業安定分科会
分科会長 阿部 正浩

「青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則案要綱」等について

平成 27 年 9 月 18 日付け厚生労働省発職派 0918 第 5 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

別紙「記」のとおり。

平成 27 年 9 月 18 日

労働政策審議会 職業安定分科会
分科会長 阿部 正浩 殿

労働政策審議会 職業安定分科会
雇用対策基本問題部会
部会長 阿部 正浩

「青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則案要綱」等について

平成 27 年 9 月 18 日付け厚生労働省発職派 0918 第 5 号をもって労働政策審議
会に諮問のあった標記については、本部会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。

平成 27 年 9 月 25 日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

職業能力開発分科会

分科会長 小杉 礼子

「勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案要綱」について

平成 27 年 9 月 18 日付け厚生労働省発職派 0918 第 5 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記について、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。